

資料 3-1

【路線バス運行ルール】

本書は、信濃町における路線バスの運行ルールを記したものである。

1. 路線バスの定義

路線バスとは、運行路線、運行時間を定め、そのルールに沿って走行するバスである。

2. 信濃町における路線バスの運行の目的

信濃町における路線バスは主に、通勤・通学者の移動手段確保を目的とする。また、電車での通勤・通学に対応した運行をおこなう。なお、日中は飯綱町までの移動機会確保のため路線バス運行をおこなう。

3. 運行ルール

効率的で、利便性の高い運行をするため以下の運行ルールを設定する。

(1) 運行エリア

運行エリアは、信濃町全域と妙高高原駅、飯綱町とし、運行路線、運行時間、乗降できる地点を限定して運行する。

(2) 運行日および運行時間帯

運行日は、平日のみ運行し、土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）は運行しない。
運行時間帯は朝夕のみとし、日中の時間帯は黒姫高原～飯綱町間のみ運行する。

(3) 一便あたりの運行時間

一便あたりの運行時間の上限は 40 分間とする。
なお、黒姫高原～飯綱町までの便についてはこの限りではない。

(4) 運賃について

運賃は別紙のとおりとする。
なお、乗り継ぎをした場合はその都度運賃が発生する。

4. 運行車両

予想される移動量から最適と思われる車両、台数にて運行する。

車両については事業者で用意する。なお、一部路線についてはこの限りではない。

5. 運行ルールの改正

上記の運行ルールは運行等を通じて適宜改正する。